# 令和5年3月 第13回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日 令和5年 3月 27日(月)							
開催場所		小川町民会館(リリックおがわ) 会議室1・2					
開催時刻宣告者		午前・午後	午前・午後 1 時 33 分 小川町農業委員会長				
閉会日	時刻 宣告者	午前・午行	<del>午前</del> ・午後 2 時 12 分 小川町農業委員会長				
諄	& 長	山田 富子	山田 富子 (会長)				
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要	
農業委員	1	中野 勝	出席 欠席	8	田下三枝子	出席 <del>欠席</del>	
	2	島田一	出席 欠席	9	遠藤 勉	出席 欠席	
	3	関口 豊	出席 欠席	(10)	永田 宏	出席 欠席	
	4	田中 正之	出席 欠席	(11)	神田 治雄	出席 欠席	
	5	笠原 敏夫	出席 欠席	12	福島 由博	出席 欠席	
	6	横田智恵美	出席 欠席	13 副会長	柴﨑 勝	出席 <del>欠席</del>	
	7	河村 恵	出席 矢席	14 会長	山田 富子	出席 欠席	
	出席委員	1 3名		欠席委員	1名		
法第29条により出席した農地利用最適化推進委員	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要	
	小川	久保 憲		竹沢	新井 邦男		
		田口 英夫			吉田 正已		
		石川 忠一		八和田	永島 和夫		
	大河	荒井 茂			坂田 辰夫		
		新井 實一					
	出席委員	9 :	名				
議事参与者		氏名	摘要		氏名	摘要	
				総会書記	岡部 孝一	事務局長	
					淺見 健一	次長	
					森澤 千紘	主査	

### 議案日程

## 議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 小川町空き家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 許可案件の条文変更について

報告第3号 令和5年度最適化活動の目標の変更について

報告第4号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和5年3月第13回総会を開会いたします。 開会時間は午後1時33分です。

なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第29条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号9番「遠藤 勉」委員より欠席の連絡を受けております。出席農業委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。

お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。

つづきまして日程1、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号10番「永田宏」委員、11番「神田治雄」委員にお願いいたします。

それでは、日程に従い議事に入ります。

日程2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。今 月は1件の申請がありました。申請番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局

事務局です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について「申請人より農地法 第3条の規定による許可申請があったので、その適否をはかる」とのことです。

それでは、申請番号1番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 (申請番号1番について読み上げ)

農地を取得するには4つの許可要件がございます。

1つ目は、借り手や買い手などのような農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯 員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。

2つ目は、権利を取得する者は、年間150日以上の農作業に従事が必要とされる「農作業 常時従事要件」。

3つ目は、権利を取得する者の属する経営体が、下限面積以上(八和田は50a、小川・大河・竹沢は30a)の農地の耕作が必要とされる「下限面積要件」。

4つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。

今回の申請では記載事項の内容から、許可要件のうち「農作業常時従事要件」は年間150日以上を超えており、また「下限面積要件」については小川地区の要件である30a(3000㎡)を越えていることから、この2つの要件を満たすと考えます。

残りの2要件、申請農地を含め、申請者が経営している農地についてすべて効率的に利用していることという「全部効率利用要件」、周辺の農地利用に影響を与えないことという「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。

最後に、調査区は小川地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは調査担当区の小川地区委員より、現地調査報告をお願いします。

1番中野委員

はい、議席番号1番の中野が報告いたします。

3月25日土曜日、午前9時に埼玉伝統工芸会館駐車場に農業委員3名、推進委員3名、計6名で集合いたしまして、現地調査を行いました。

場所は842番地1、こちらをまず確認いたしまして、状況としましては一応管理をされているという状況でございました。

1番中野委員

その後、受人の全ての圃場を確認いたしました。全部効率利用要件及び地域との調和要件に つきましては、全て問題ないと担当地区としては判断いたしました。

皆様のご審議よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号1番について、承認に賛成の方の 挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、申請番号1番については可決、承認されました。ありがとうございました。

つづきまして、日程3、議案第2号「小川町空き家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の 廃止について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。議案第2号、小川町空き家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について「小川町空き家に付属した農地の別段の面積取扱要綱の廃止について承認を求める」とのことであります。

要綱については別刷りで用意しましたので、ご覧くださいますようお願いします。

まず、この要綱は令和4年3月の総会において審議され、令和4年4月1日に告示されました。

この要綱は、農業従事者の減少等により、農家住宅などの空き家に付属した農地が遊休農地 化していくことへの対応、また新規就農者等の定住の促進及を図ることを目的として、空き家 に附属した農地についての取扱いについて必要な事項が定められております。

本来、農地は「全部効率利用要件」「農作業常時従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の4つの要件を満たす方のみが取得できることとされているため、農地を取得することは簡単にはいきません。

一番のネックとされているのは「下限面積要件」であり、八和田地区は50a(5,000㎡)、小川・大河・竹沢地区においては別段の面積として30a(3,000㎡)の農地を耕作することが必要となります。

ただし、この要綱により、空き家に付属した農地として総会で承認され、指定されれば下限面積を1a(100㎡)まで下げられることとなりますので、条件さえ満たせば、農業をしていない方でも農地を取得しやすくなる制度となっております。

しかし、今年の4月から農地法が改正され、下限面積要件が撤廃されることとなり、他の要件を満たせば経営農地の大小に限らず、どなたでも農地を取得できるようになります。

事務局

小川町空き家に付属した農地の別段の面積取扱要綱では下限面積を1a(100㎡)と定めておりますが、たとえ1aでも下限面積として厳しい要件にすることは農地法に反することとなりますので、要綱自体を廃止することについてご審議いただきたいと思います。

なお、令和4年10月の第8回農業委員会総会において承認いただいた勝呂の空き家に付属 した農地につきましては、要綱廃止により指定を解除することとなります。

また、総会で要綱廃止の承認を得られ、決定しました後には告示をし、施行日は告示日とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

議長

それでは、質疑に入ります。まず初めに、農業委員のみなさんの質問、意見を伺います。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(しばらく待つ)

13番柴﨑委員

はい。

議長

どうぞ。

13番柴﨑委員

4月から下限面積が変わりますが、皆さんどのようになるのか承知しているのでしょうか。

議長

皆さん、特にご意見はないですか。下限面積が撤廃されるということで昨年の10月に総会で承認されました空き家に付属した農地の指定に関してもどうなるのか個人的には思うのですが、いかがでしょうか。

7番河村委員

はい。

議長

どうぞ。

7番河村委員

7番の河村です。

下限面積がなくなることは私は賛成というか、農家の要件や何をもって農家というのか、条件的にはどうなるのかとは思いますが、ただ、やはり自給だけ耕作したいという方はたくさんいらっしゃるので、その方にとっては下限面積要件はかなりハードルが高いです。

農地を買いたい方もいらっしゃるので、下限面積がなくなることは個人的には賛成です。

議長

4月から極端に言うと誰でも農地が買えることになります。

事務局

下限面積要件がなくなることにつきましては、総会が終わった後に、下限面積要件の撤廃に 伴う内規の中で詳しく説明いたします。

議長

それでは推進委員のみなさん、いかがでしょうか。

(質疑なし)

議長

他に質疑がないようですので、採決に入ります。議案第2号について、廃止することに賛成 の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第2号については可決、承認されました。議案第2号は廃止すること に決定いたします。ありがとうございました。

つづきまして、日程4、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」を上程いたします。今月は1件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について「申請人より農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する」とのことです。

(申請番号1番を報告)

以上、報告させていただきます。

議長

つづきまして日程5、報告第2号「許可案件の条文変更について」を上程いたします。事務 局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。報告第2号、許可案件の条文変更について「農地法に係る許可要件の条文変更 があったので報告する」とのことです。

(申請番号1番を報告)

以上、報告させていただきます。

議長

つづきまして日程6、報告第3号「令和5年度最適化活動の目標の変更について」を上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。報告第3号、令和5年度最適化活動の目標の変更について「令和5年度最適化活動の目標の変更について、報告する」とのことです。

最適化活動の目標については、前回の総会において可決、承認されましたが、一部内容の修 正がありますので、報告させていただきます。

それでは別添の報告第3号(資料)をご覧ください。

赤字で印刷している箇所が修正箇所となります。

まず1ページ目の2農家・農地等の概要の右側の表ですが、認定農業者数を51と記載しておりましたが、昨年お亡くなりになった方が含まれていましたので、正しくは50となります。

続いて、3ページ目の(3)新規参入の促進の②目標のところをご覧ください。

県から送られてきた当初のフォーマットでは平成28年度から平成30年度の権利移動面積から目標値を設定するような仕様となっていましたが、県からの訂正が入り、直近で権利移動面積が把握できる年度から目標値を設定することとなりました。

よって、令和元年度から令和3年度の3年間で農地法第3条、利用権などによる権利移動面 積から平均を出し、その1割以上の面積が新規参入者の農地面積の目標となりますので、5.8ha となります。

以上、内容変更の報告とさせていただきます。

議長

つづきまして日程7、報告第4号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を 上程いたします。事務局より報告をお願いします。

事務局

事務局です。報告第4号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について報告する| とのことです。

それでは別添の報告第4号(資料)をご覧ください。

令和5年4月1日施行の改正農業委員会法では、農地等の利用の最適化の推進に関する指針 については、全ての農業委員会において定めなければならないこととされております。

この指針の作成については、農地利用最適化交付金の事業実施要件にもなっていることから、令和 4 年度までに定めておかなければなりません。

小川町農業委員会では、この指針を平成28年度に策定しておりますが、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法の内容を反映させるため、今年度中に修正が必要となりました。

今回、新たに盛り込む内容としましては、改正農業委員会法第7条の定めにより、農地等の利用の最適化の推進に関する目標とその達成状況の評価の方法、地域計画の目標を達成するためにとるべき具体的な措置に関して農業委員会が果たすべき役割に関する事項となります。

具体的には、1ページ目の「第1 基本的な考え方」に地域計画で取り組むことが追加され、1ページの下の「第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法」では、「1 遊休農地の発生防止・解消について」、3ページ1行目からの「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」、4ページ中盤からの「3 新規参入の促進について」のそれぞれに評価方法が加わりました。さらに、5ページの最後に「第3 地域計画の目標を達成するための(農業委員会の)役割」を加えております。

なお、今回この指針を修正しますが、目標年度が今年度となっておりますので、4月に新たな指針を策定することとなります。

また、目標年度が終わる間際で指針を修正する理由としまして、令和4年度中に修正した指針を公表しなければ、最適化交付金を返還しなくてはなりませんので、急遽修正することとなりました。

以上、報告とさせていただきます。

議長

指針については、4月に新たな指針を提案する予定です。

つづきまして、「その他」について入ります。その他として議題として取り上げることはないでしょうか。

(挙手なし)

議長

ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和5年3月第13回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後2時12分です。